平成２８年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿児島市東俣町718番地２
債務者　谷口　美香
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
鹿児島県鹿児島市東俣町718番地２
債務者　谷口　孝二
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２号
高知県高岡郡越知町越知甲2281番地１（前住所　高知県高岡郡佐川町乙232番地４）
債務者　西川　弘城
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第６５６号
大阪府東大阪市荒本北２丁目４番20号　ギャレ荒本305、前住所大阪府東大阪市菱屋東３丁目２番19号
債務者　髙嶺　大作
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５７２号
大阪市東淀川区大道南３丁目４番７号　７・アベニューＮＡＫＡＴＡ　101号
債務者　榎本　正綱
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８０３号
大阪市北区西天満４丁目13番５―1208号
債務者　芳賀　　絹
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末弘婦紗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９６号
宮崎市清武町今泉乙2150番地、前住所宮崎市清武町今泉乙250番地８
債務者　長友　吉隆
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７６号
埼玉県上尾市大字小敷谷858番地26
債務者　箭内　榮一
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９９２号
名古屋市中川区愛知町10番16号　レオパレス黄金第２　207号
債務者　小村　岳介
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　勝広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７５号
鹿児島県いちき串木野市羽島9193番地２
債務者　森　　重行
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
佐賀市川副町大字鹿江506番地２
債務者　江頭　　晥
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井寺　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３５１９号
大阪市旭区高殿１丁目８番14号
債務者　栄枝勲こと　榮枝　　勲
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９４２号
大阪府豊中市箕輪２丁目13番36―505号
債務者　廣井　敬子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４７１号
大阪市浪速区日本橋東３丁目16番13号　日本橋グローリーハイツ　501号
債務者　髙山福之輔こと　髙　福之輔
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４７２号
大阪市浪速区日本橋東３丁目16番13号　日本橋グローリーハイツ　501号
債務者　高崎　寿英（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６３９号
大阪府箕面市百楽荘４丁目５番１号
債務者　平田千江子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６５２号
大阪府摂津市東正雀３番33号
債務者　新家絵里子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部